

山川の文化財

第三集

地頭仮屋跡

成川下原の田の神石像

成川十一面觀世音



(三国名勝図絵より)

鹿児島県揖宿郡山川町教育委員会



◀ 目 次 ▶

発刊にあたって	1
一 地頭仮屋跡	2
(一) 山川郷の創設	
(二) 山川地頭制度の変遷	
(三) 地頭仮屋跡使用の推移	
(四) 地頭仮屋跡の現状	
二 成川・下原の「田の神」石像	10
(一) 「田の神」石像	
(二) 下原の「田の神」石像概要	
(三) 考察	
(四) 下原の「田の神」石像の現状	
三 成川十一面觀世音	14
(一) 所在地	
(二) 土地所有者	
(三) 形状	
(四) 銘文	
(五) 俗称	
(六) 考察	
(七) 参考	
四 編集後記	19
五 調査委員ならびに編集委員	20

「題字は東 栄寿（山川町前助役）」

発刊にあたって

文化財は、祖先のたくましい創造力、たゆまざる努力によって生み育てられた貴重な財産であります。

私たちは、これらの文化財を損傷したり破壊することなく、完全な姿で、次の世代に伝えてゆく責務を負っています。

私たちの山川町では、文化財保護条例が昭和47年に制定されるとともに、文化財保護審議会が発足し、精力的に文化財の調査研究と活用が図られているところです。

その成果の一端を広く町民に知っていただくために、本冊子を発刊いたしました。関係者の方々が、これによって文化財を愛する気持ちを改めて確認していただければ幸いです。

昭和57年3月11日

山川町教育委員会

教育長 久保市夫

一、地頭所仮屋跡

(一) 山川郷の創設

天正二十年（1592）指宿郷の管轄であった山川村成川村の二ヶ村を分割して一郷となし新たに山川郷を創設する。

正保四年（1647）大山村を頸娃郷より山川郷に編入する。

慶安三年（1650）岡児ヶ水村を頸娃郷より山川郷に編入する。

天正二十年（1592）山川郷福元に籠を置き地頭仮屋を設け地頭を置く。

地頭仮屋に哩（郷土年寄）横目、組頭の三役を置く。

哩（郷土年寄）は郷内全般の政務を掌り代々数名が任命されたが、山川郷は初代から三代までは一名四代目から二名乃至四名が任命されている。

横目は諸務取次および検察訴訟の事に当る。

組頭は郷土を數組に分けてその頭役であるが、郷土教導と仮屋の警備に当る。

右三役の下に郡見廻（農事の監督指導および夫役の事を掌る）、竹木見廻（竹木の植栽や保護の監督）、山見廻、榎楮見廻（榎や楮の植栽の指導監督）、道見廻、立山見廻、溝見廻、神事見廻、高張方、口事聞役、捕縛方、津口番役、浦主取、船大工主取、鐵治主取、衆中触役、唐船通事、番所在番役等があり、また郷土中から庄屋、捕役を選んで村や浦を支配させた（山川郷史）。

（註）(1) 外城制度

寛永十六年（1689）の調査に依れば薩摩藩を一一三の区画に割りそれぞれ地頭仮屋を設けその周囲に籠という武士集落

を作つてその地域の行政を管轄させ、一朝事あるときはそのまま麓の郷土で軍団を形成してそれぞれの地頭の指揮にしたがう仕組である。

鹿児島城下五千の士族（薩摩藩士族総戸数約四万六千戸）の外の士族はすべて外城の麓に居住させて郷士として農耕による自活をさせたのである。

これら一一三の外城に対して藩主の居城は慶長七年（1602）以降は鹿児島の鶴丸城に定まつたが、これは「館造り」で、天守などといふものもない極めて小規模なものであった。

島津家十七代の義久について次のエピソードが「薩藩旧伝集」に記されている。

「あるとき龍伯公御側の集へ仰せられ候うは、城はいらぬ者也、尤隣堀等は之無候とも事かかぬ也、士ほどよき堀は之無候と御意遊ばされ候」とあるが、これが薩摩藩外城制度の本旨であったといえる。

天明三年（1782）外城は「郷」と改称し郷士は外城衆中（山川衆中）と唱えた。外城は軍事目的からだんだん行政目的に移行して行ったが、地頭も寛永以後（1624-）は「掛持地頭」といって数郷を掛持ちして城下に常駐し、任期中にせいぜい一回ぐらい任地に足をふみ入れれば良いことになり、郷政は郷役人に任せられ重要事項の裁断については郷役人が城下に出て地頭の指揮を仰ぐようになった。

（山川郷土史、昭和五十五年三月号歴史手帖所蔵の原口虎雄氏「薩藩外城制度と麓」）

(註)(2) 暖(あつかい)の名称の変遷

外城の首長の名称は天正二十年(1592)以来暖(あつかい)と称し天明三年(1783)に郷土年寄と改称されたが、慶応元年(1863)再び暖の旧称に復した。

(原口虎雄 鹿児島県の歴史)

(二) 山川地頭制度の変遷

- (1) 地頭職は初代鍊田寛柄から五十一代椎原孝助まで任命されている。
- (2) 五十一代椎原孝助在任中
 - (イ) 明治四年(1871)七月 廃藩置県により郡県制に変更
地頭職廃止
 - (ロ) 全五年(1872)一月 郡長に任命
山川郷郡治所設置
喜入、今和泉、指宿、山川領姓。
知覧、南方、勝目の八郷を管轄
 - (ハ) 全六年(1873)一月 右大区長に改称
 - (3) 全九年(1876) 今和泉指宿山川区長に任命
 - (4) 全十二年(1879) 給黎指宿領姓川辺四郡の郡長任命
知覧(給黎郡)に郡役所を置く
 - (5) 全二十年(1897) 指宿、領姓、山川、今和泉、喜入の五ヶ郷をもって一郡となし新たに指宿郡長を任命
指宿宮ヶ浜に郡役所を置く。
 - (6) 大正十五年(1926) 郡役所廃止

(山川郷土史、山川町史)

(三) 地頭仮屋跡使用の推移

- (1) 明治 三年(1869) 横，横目，組頭の職制廃止
郷常備隊編成
地頭仮屋を軍政所と改む
山川郷学校(士族の子弟)創立
- (2) 全 四年(1871) 廃藩置県により郡制施行
地頭職廃止
- (3) 全 五年(1872) 山川郷都治所設置
郷常備隊解散
戸長副戸長制施行
- (4) 全 十一年(1878) 山川郷学校を山川小学校と改称
- (5) 全 二十年(1887) 山川小学校を山川尋常小学校と改称
- (6) 全 二十二年(1889) 市町村自治制施行(山川郷を山川村と改称，福元，成川，大山，岡鬼水の四区を置く。)
- (7) 全 二十四年(1891) 山川尋常小学校を山川尋常高等小学校と改称
- (8) 全 三十 年(1897) 山川高等小学校創立
- (9) 全 三十四年(1901) 山川尋常高等小学校を薬草園跡に移転
- ⑩ 全 四十二年(1909) 山川高等小学校を山川尋常高等小学校と合併，高等科は地頭仮屋跡に残す

- 01 昭和 三年（1928） 山川村庁舎を現消防分遣所南隣駐車場から現町庁舎所在地（地頭仮屋跡）に移転
高等科も薬草園跡の尋常高等小学校に移転
- 02 全 五年（1930） 町制施行（一月一日）
- 03 全 二十年（1945） 山川町庁舎戦災により焼失
- 04 全 二十一年（1946） 山川町庁舎再建
- 05 全 二十八年（1953） 町議会議事堂竣工
- 06 全 三十一年（1956） 山川町庁舎（鉄筋コンクリート竣工）
 （山川郷土史、山川町史
 原口虎雄著鹿児島県の歴史）

（四）地頭仮屋跡の現状

地頭仮屋跡には現在町役場庁舎と議事堂が建っている。地頭仮屋の石塀が北側と南側は殆ど原形を留めていないが、東側と西側は大部分が残っている。

山川石の石塀に囲まれた町庁舎の敷地は187.92平方米である。役場の裏の内庭に山川石の手洗鉢（高さ9.8cm直径4.4cm）が一基残っているが、これは地頭仮屋時代からのものと思われる。

（別添見取図及び写真参照）

地頭板屋跡平面図

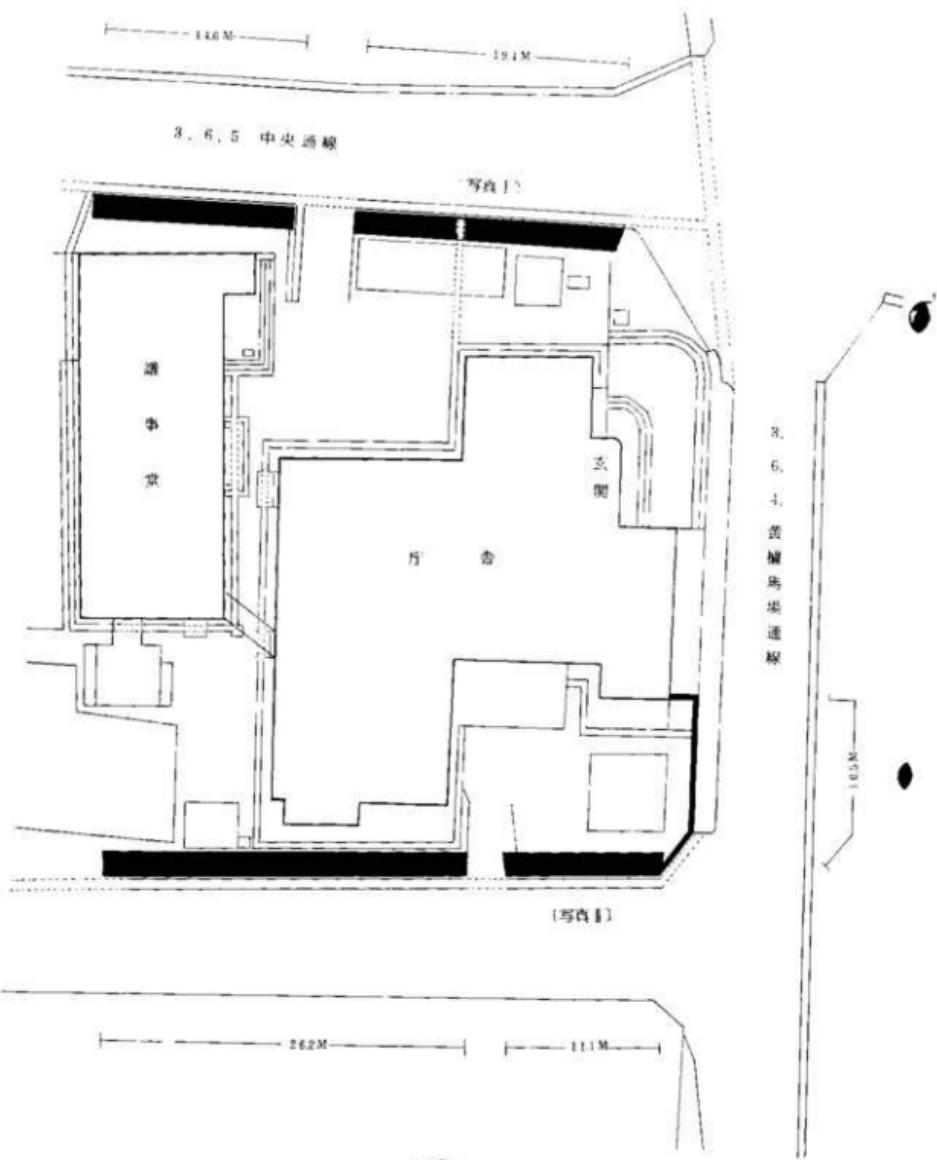


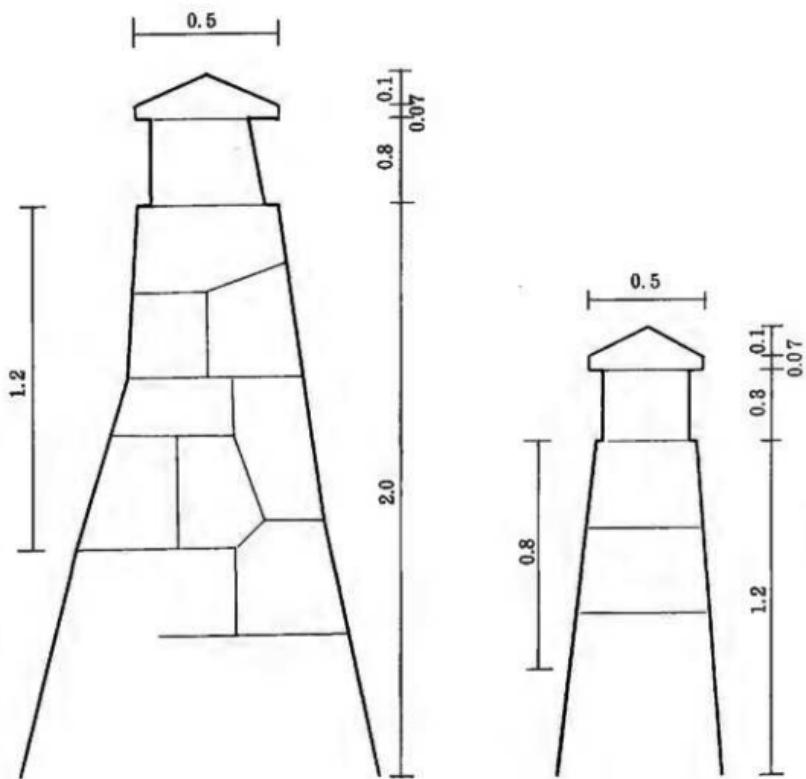
写真 I



写真 II



石 標 断 面 図



二、成川・下原の「田の神」石像

(一) 「田の神」石像

田の神石像は、南九州以外の地方では見られないものである。鹿児島県と宮崎県の旧薩摩藩領内だけに分布している。

十八世紀初頭から作られ始め、十八世紀から十九世紀の初めまでは特に本格的な製作が盛んであったことが考えられる。

薩摩藩では十七世紀の終りから十八世紀の初めにかけて、本格的な開田事業が盛んに行われた。灌漑用水路・井堰・溜池などの大工事によって大きな水田が次々と生まれててきた。田の神石像はそうした時代にその水田稲作の守護神として作られ始めたと考えられる。

田の神石像は初め仏像・神像として出発し、時代と共に多くの変化を生んだと思われる。

(二) 下原の「田の神」石像概要

- 所在地 山川町成川下原

ここに「田の神」石像二体が並立しているが今回対象としているのは右側の石像である。

- 管理者 入佐カエノ（成川937）

- 材質 山川石

- 造立年代 明和八年（1771年）

- 刻銘 背後の支え石上胴部にあり

下原 前蔵 ○

二才中 山川三四郎

明和八年 八十二作之

(三) 考 察

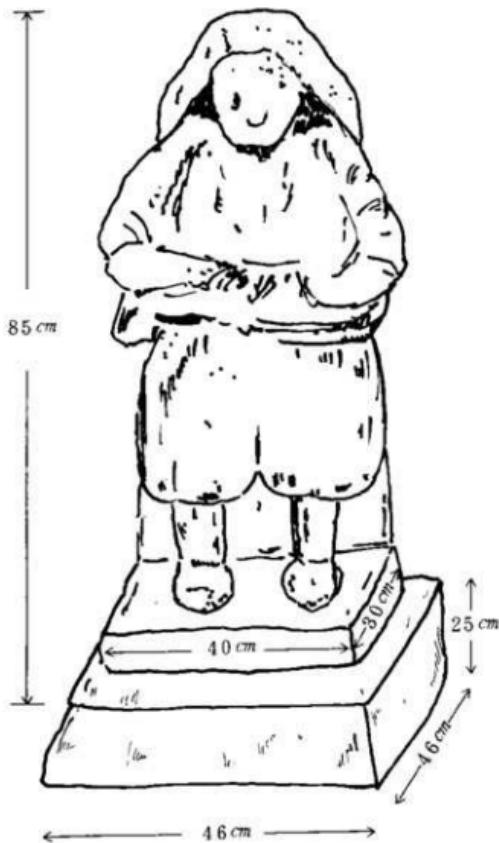
山川町特産の山川石（凝灰質安山岩）で作られている。山川石の特徴は明るい黄色であることと、軟質で刻み易いこと、そして刻んだ表面が硬化して風化しにくくなることである。田の神の石としては倒したり、ぶつけたりの損傷がつき易いのが欠点だが、色が美しいので指宿山川地方には山川石の田の神が三十体ほどあり、下原の田の神はその代表作である。

シキを被った顔の表情は、まだ少々残っている。短い袖の上着にタスキを掛けており、下衣は裁着け袴の大きいものをつけている。右手には小さいメシゲ、左手には团子ふうのものをのせている。薩摩地方に広く見られる田仕事姿の神職型立像の田の神である。均整のとれた安定感のある姿態で、損傷を受ける前の立派さがしのばれる。

薩摩半島の先には田の神の数は極めて少ない。田の神文化が南の端には充分ゆきわたらなかったということであろう。この田の神は古い山の神の南限である。

参考文献 「タノカンサア百体」 小野重朗著

(四) 下原の「田の神」石像の現状





田の神像



裏面の銘文

三、成川十一面觀世音

(一) 所在地 山川町成川大坪 1016 の 2

(二) 土地所有者 谷 口 隆 山川町成川 986

(三) 形 状

(1) 石殿 高 104.5 センチ。完形。屋根の正面と軒に銘がある。

基礎、石室、屋根より構成され、石室の中に仏像板石を納める。

基礎の高さ 20.0 センチ、幅 69.0 センチ、奥行は後部が崖に埋って計測できない。石室の部分は側壁（左右と後面）を三個の板石で囲い、正面に扇形の板石をはめる。

石室の高さは中央で 42.5 センチ、幅 48.8 センチ（内部 39.5 センチ）奥行 88.0 センチ（内部 38.0 センチ～34.0 センチ）周囲の板石の厚みは 6.0 センチ、石室の中に基礎石を 2.5 センチ彫り詰めて、仏像板石を立てる。

寄棟造りの屋根は高さ 42.0 センチ、最大幅 68.0 センチ、奥行 50.0 センチで、軒口の厚みは 8.0 ～ 9.0 センチ軒裏に一重の樋型（厚み 2.0 センチ）を設ける。

(2) 十一面觀世音座像、板石の薄肉彫で左脇に銘がある。

板石は高さ 48.5 センチ、幅は上 29.0 センチ、下 81.7 センチ、厚さ 14.0 センチ、中央に、像高 88.0 センチの両手に夫々蓮華を持ち、彫刻の手法は素朴である。

板石の銘「永禄」の「永」は「水」を欠くが、なぜこのように彫られたのか詳らかでない。

(四) 銘文(屋根)

奉十一面觀音建立願主
藤原朝臣鎌田但馬守
法名松月宗鶴居士
東善坊三七日此令龍龕
一日三度ツ、龍被祈成就
之時成川中門水懸候也
永禄九丙寅^ニ三月朔日

(軒横書) 十一面

(仏像板石) 千時永尹

(五) 俗 称 タッノカンサア , ハノカンサア

(六) 考 察

この十一面觀世音の石殿並びに座像は、中世の作例であり、しかもほぼ完存している。これは山川町の歴史資料としての価値がきわめて高いと考えられる。

なおこの十一面觀世音座像並びに石殿は、先に町文化財に指定された成川板碑より十年前に、同一人物により造立されたものである。

(七) 参 考

銘文を訓読すれば、「十一面觀音を建立し奉る。願主は鎌田但馬守、法名松月宗鶴居士、東善坊をして三・七日この龍にこもら

しめ、一日三度づつ瀧に祈らる。成就の時、成川中門に水かかり候なり。

永禄九丙寅三月朔日」となる。

(1 5 6 6)

6





十一面觀世音石像



十一面觀世音座像



十一面銀世音座像

***** 編 集 後 記 *****

○山川郷籠の地頭仮屋を中心に立ち並んでいた武家屋敷は今は跡形もない。ただ現在の町役場のある地頭仮屋跡は山川石の石垣を残すのみである。

明治の末期か大正の初期に荒廃した武家屋敷から移築された小川の坂元家の武家門が、ただ一つの武家屋敷の名残りを留めるのみである。

(内田 記)

○古くから南薩地方の文化の一中心として農耕文化がひらけた成川。ここに私達の祖先がまつった「田の神」石像がある。この意義について、恩師小野重朗先生から親しく熱っぽい口調で御教示をたまわった日の感動が忘れられない。

(南 記)

○成川の十一面觀世音は昭和四十八年四月二十八日に額姓の重永宰、重永卓爾両先生の解説によって始めて世に紹介された。

薩摩国掛宿郡額姓郡石造塔婆考 重永宰

山川文学十九号

(八) 十一面觀世音座像並びに石駿銘 重永卓爾

学思を感謝します。 (谷迫 記)

○文化財に対する町民の関心が年々高まりつつあることは、うれしいことです。文化財を大切に保存し、新しい文化の創造に役立てていくことは、現代に生きる私達の責務と信じます。 (児玉 記)

○昭和56年度も多忙な年であった。しかし実り多い年であった。この「山川の文化財」第三集も、そうした実務と調査の過程から生み出されたものである。文化財保護審議会委員の方々に深い感謝の意をあらわしたい。

(松下 記)

調査委員ならびに編集委員

内 田 潤 平 (山川町文化財保護審議会委員)

南 清 孝 ()

谷 迫 ハルエ ()

児 玉 須美夫 ()

松 下 尚 明 (山川町教育委員会社会教育主事)

昭和 57 年 3 月 20 日

編集発行 山川町教育委員会

鹿児島県揖宿郡山川町新生町84番地

TEL 09933 ④ 1111

印 刷 評価テスト出版センター

(☎ 68-1584)

